

多摩市民館を御利用の皆様

令和8年 4 月
利用分から

指定管理者制度導入に伴い、多摩市民館の
施設利用料金の支払方法が変更になります

これまで（令和8年3月利用分まで）

支払方法	支払期限
納入通知書払い 口座振替払い	施設利用日の翌月 27 日

※利用日当日のキャッシュレス決済も可



令和8年4月利用分から

支払方法	支払期限
市民館受付で次のいずれかでお支払い 現金払い キャッシュレス決済 (※) ※電子マネー、クレジットカード等	利用日当日までに前納 (※) ※付帯設備を利用した場合の追加料金は 利用後のお支払い

詳細は改めてお知らせいたします。
御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ

多摩市民館 電 話 044-935-3333

FAX 044-935-3398